第三十条の三十二第一項	第三十条の六第三項又は第三十条の七第三項	第三十条の四十一第三項又は第三十条の四十二第三項
第三十条の三十六	この法律の規定（第三章及び次章を除く。）	第三章及び次章の規定
	本人確認情報処理事務	同章の規定により機構が処理することとされている事務
第三十条の四十第一項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の四十第二項	この法律の規定（次章を除く。）	次章の規定
	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項

第三十二条を削り、第三十一条の二を第三十二条とする。

第三十六条の二第一項中「住民票又は戸籍の附票」を「住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票」に改める。

第三十七条第一項中「事項」の下に「又は除票に記載されている事項」を加える。

第四十二条中「第三十条の三十」の下に「（これらの規定を第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した者

二　次に掲げる者であつて、その事務に関して知り得た事項を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したもの

イ　住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であつた者

ロ　市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者

ハ　第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員又は職員であつた者

ニ　都道府県知事の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

ホ　本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

ヘ　機構の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

ト　受領した本人確認情報等又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者の職員又は職員であつた者

チ　受領者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う受領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

第四十六条第二号中「又は」を「第十五条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付を受け、」に改め、「戸籍の附票の写し」の下に「の交付を受け、又は第二十一条の三に規定する戸籍の附票の除票の写し」を加える。

第四十七条第一号中「第三十条の十八」の下に「（第三十条の四十四の八において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第三十条の二十第一項」の下に「（第三十条の四十四の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

第四十八条第一項中「第四十三条」を「第四十三条第一号」に改める。

第五十一条中「の規定」を「（第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

別表第一中「第三十条の三十」の下に「、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える。

別表第一の三十一の項中「又は登記名義人」を「、登記名義人」に、「に関する」を「又は同法第百三十一条第一項の申請に関する」に改め、同表の四十四の三の項の次に次のように加える。

四十四の四　国税庁	酒税法（昭和二十八年法律第六号）による同法第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の五十七の三の項中「による」の下に「同法第三条第一項の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金、同法第七条第一項の訴訟手当金、」を加え、同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える。

五十七の四　厚生労働省	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二中「第三十条の十」の下に「、第三十条の四十四の三」を加える。

別表第二の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「又は附票通知都道府県」を加え、同表中一の七の項を一の八の項とし、一の二の項から一の六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の一の項中「回答」の下に「、同法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付」を加え、同項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の四の項中「第六条第一項」の下に「（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「、同法」を「、予防接種法」に改め、同表の五の十の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第二十二条第二項の母子健康包括支援センターの事業の実施」を加える。

別表第三中「第三十条の十一」の下に「、第三十条の四十四の四」を加える。

別表第三の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県知事その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「及び附票通知都道府県」を加え、同表中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　都道府県知事	新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの